

公益財団法人茨木市文化振興財団

「次なるわたしへ」文化芸術振興制度

【「おにクリ」開館機運醸成助成】 募集要項

*この募集は、令和5年度予算が茨木市議会において議決されることを条件として行っています。

1. 趣旨

令和5年秋に予定している文化・子育て複合施設「おにクリ」の開館に向けた機運の醸成や文化芸術活動を通じたまちの賑わい創出や活性化に資するとともに、茨木市や「おにクリ」の魅力を市内外に発信する事業を支援するものです。

また市民においては、芸術公演等の鑑賞機会を設けることで、文化芸術振興を図るとともに市民生活の向上に寄与するものです。

2. 対象となる団体

次の条件をすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること。
- (2) 市内に住所又は主たる活動の拠点を有すること。
- (3) 市内で継続的に文化芸術の振興に寄与していると認められる団体、若しくは、これから市内の文化芸術活動のために活動を開始しようとしている団体で企画等の内容が期待できると認められる者。
- (4) 反社会的勢力でないこと、反社会的勢力の統制下でないこと。

以下の団体は対象になりません。

- (1) 令和3年度 茨木市文化振興財団文化芸術団体(個人)公演再開支援制度の対象団体
- (2) 令和4年度「次なるわたしへ」文化芸術振興制度公演再開支援コースの対象団体

3. 対象となる事業

次の条件をすべて満たす事業を対象とします。

- (1) 茨木市内で実施すること。
- (2) 市民をはじめ広く不特定多数の者を対象に行う、実演芸術公演(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、大衆芸能など)、美術展、映像や文学その他創作物の発表であること。
- (3) 次代を担うことが期待される芸術家等の文化芸術活動であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大予防措置について、国・大阪府・茨木市のガイドラインに則り、茨木市文化振興財団の指示に従うこと。
- (5) 入場料は無料であること。

※応募は、1団体につき1事業です。

以下の事業は対象なりません。

- (1) お稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会、コンクール、その他観客が特定の関係者に限られるもの。
- (2) 学校の部活動や大学の教育活動
- (3) 政治的・宗教的な活動
- (4) 慈善事業への寄付を目的とする活動
- (5) 茨木市文化振興財団と共に催する事業
- (6) 茨木市文化振興財団の他の助成金の交付を受けている事業
- (7) 茨木市から補助金等の交付を受けている事業

4. 対象となる事業の期間

令和5年4月1日から令和5年11月23日までに実施・完了する事業。

5. 助成金額、助成率、予算総額

- ・助成金額：100万円を上限額として、事業内容や効果を審査会で精査し、助成金額を決定します。
- ・助成率：10/10
- ・予算総額：2団体で総額150万円

【留意事項】

- ・助成金額は、次の①、②のどちらか少ない額となります（千円未満切捨て）。
 - ①上限額
 - ②対象経費の合計額から「事業の実施に伴い発生する収入」を減じた額
- ※「事業の実施に伴い発生する収入を減じた額」とは、団体外からの収入のみならず、事業実施に際して団体内部において徴収した会費等も含みます。
(例：年度初めに一括して徴収する会費は自己資金扱いとするが、事業実施の際に参加費として徴するものは収入とみなします。)

6. 対象経費

| | |
|--------|--|
| 出演費 | 出演料、演奏料、指揮料 等 |
| 音楽費 | 作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料 等 |
| 文芸費 | 演出料、監修料、振付料、舞台監督料、演出等助手料、各種指導料（定期的な練習は除く。）、音響プラン料、照明プラン料、映像製作費、舞台美術・衣装・人形美術等デザイン料、脚本料、翻訳料、著作権使用料、企画制作料 等 |
| 会場費 | 会場使用料（付帯設備費を含む。）、稽古場借料（定期的な練習は除く。） |
| 舞台費 | 大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、衣装費、人形製作費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、字幕費・音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）、映像費、映像スタッフ費、機材借料、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。） 等 |
| 消耗品費 | 材料費、事務用品費 等 |
| 運搬費 | 道具運搬費、楽器運搬費 等 |
| 謝金 | 原稿執筆謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、託児謝金、医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金 等 |
| 旅費 | 交通費、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ） 等 |
| 宣伝・印刷費 | 広告宣伝費、入場券等販売手数料、当該活動の告知用ウェブサイト作成料、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費、資料印刷費 等 ※点字に係る経費を含む。 |
| 記録・配信費 | 録画費、録音費、写真費、配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料 等 |
| 感染症対策費 | 予防用品購入費、予防消耗品購入費、予防作業費、機材購入・借用費、検査費 等 |
| その他 | イベント保険料 等 |

以下の経費は対象外です。

- ・列車や航空運賃の特別料金（グリーン料金など）・交際費・飲食費・慶弔費・販売を目的とする物品に係る経費・団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費

下記に留意してください

- ・感染症等の状況により開催を中止する場合、既に発生した経費及び中止に伴う費用について、採択時の助成金額を上限として支払います。

7. 提出資料

- ①事業企画書
- ②申請団体概要書
- ③事業収支予算書
- ④団体の定款、規約、会則等の写し
- ⑤前年度の活動実績がある団体にあっては、前年度の団体の決算書および活動が分かる資料(チラシ、パンフレット、写真等)

8. 応募方法

- ・応募期間 令和5年2月22日（水）から3月21日（火・祝）17時（必着）まで
- ・下記のいずれかにより資料を提出してください。
 - ・応募フォーム：<https://ws.formzu.net/fgen/S70736985/>
 - ・郵送：〒567-0888 大阪府茨木市駅前四丁目6番16号
(公財) 茨木市文化振興財団・文化事業係



※応募フォームで提出する場合は、

- ・提出資料①②③は、データ形式を変換しないでください。（Word、Excel のまま提出してください）
- ・提出資料を、1つのzipファイルにまとめて提出してください。（ファイルサイズの上限は4MBです）
- ・ファイルサイズが4MBを超える場合は、ファイルを分け、応募フォームを複数回入力し提出してください。

9. 選考手続き

(1) 選考方法

- ・審査会において厳正に一次審査（書類）、二次審査（プレゼンテーション）を実施し、助成金交付事業を決定します。

(2) 選考スケジュール

- ・一次審査の結果および二次審査の日程の通知： 令和5年4月上旬
- ・二次審査： 令和5年4月中旬
各団体のプレゼンテーション日時は、茨木市文化振興財団にて決定し通知します。
当日不参加となる場合は辞退とみなします。
- ・選考結果通知： 令和5年4月下旬

(3) 審査内容

- ・二次審査（プレゼンテーション）の流れ

| 流れ | 配分 | 内容 |
|-----------|----|---------------------------|
| プレゼンテーション | 5分 | 団体概要や事業内容について、アピールしてください。 |
| 質疑応答 | 5分 | 審査員との質疑応答。 |

- ・審査基準

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| (1)文化芸術の充実・発展、地域の活性化に貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的が明確で、茨木が持つ多様な文化芸術を更に充実、発展につながることが期待できるものであるか。 ・地域の課題解決に取り組むものか。 ・今後、文化芸術活動を通して地域の活性化に貢献することが期待できるものであるか。 |
| (2)公平性 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民や地域の文化関係者らの参加(鑑賞)が見込まれ、広く市民に親しまれる内容になっているか。 |

| | |
|--------------|---|
| (3)集客力・情報発信力 | ・集客力が高く、茨木市の魅力や「おにくる」の情報を市内外に発信することができるか。 |
| (4)事業の実現性 | ・内容や構成、スケジュールが具体的に計画されるとともに、実施体制や必要な場合は専門スタッフなどの確保等、実現性が十分あるか。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分にとった上で、柔軟な実施方法が講じられているか。 ・収支計画は事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものになっているか。 |

【留意事項】

- ①審査会での審査の結果、選考基準点（満点の6割）に満たない場合は、不採択となります。
- ②上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、一部減額して採択となる場合があります。
- ③実際に交付する助成金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。
- ④交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に文化振興財団と協議してください。

10. 事業の実施と報告

(1) スケジュール

- ・事業実施期間 令和5年4月1日～令和5年11月23日
- ・報告書提出期限 事業終了後1ヶ月以内

(2) 報告書

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 領収書（または請求書）の写し（主催者宛ての領収書又は請求書のみ有効）
- ④ 事業の成果が分かるもの（写真、チラシ、制作物等）

(3) 助成金の支払

- ・報告書が受領された月の翌月末までに指定された金融機関の口座に振り込みます。

11. 助成の表示

採択された事業については、チラシ等に茨木市文化振興財団が助成している旨を表示すること。
また、必要により、他に茨木市文化振興財団が指定する事項を表示すること。

【表示例】茨木市文化振興財団「おにくる」開館機運醸成助成対象事業

問合せ

(公財) 茨木市文化振興財団・文化事業係

助成金制度に関する問い合わせ専用 Web フォーム <https://ws.formzu.net/dist/S70736985/>

電話 072-625-3055(9:00-17:00)

<https://www.ibabun.jp>